

病院敷地内全面禁煙



当院では、健康増進法、東京都受動喫煙防止条例、
ならびに、診療報酬における施設基準に基づき、屋
内・屋外を問わず、当院敷地内における全面禁煙を実
施しております。

- ・ 敷地内に喫煙所は設置しておりません。
- ・ 敷地内において、喫煙されている方にはお声掛けさせていただきます。
- ・ 周辺道路上での喫煙もご遠慮ください。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

病院長

厚生労働大臣の定める揭示事項 (2026年7月1日現在)

I 入院基本料について

急性期一般入院料4

当院では、平均して入院患者10人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置し、交代で24時間看護を行っております。なお、病棟や時間帯などで看護職員の配置は異なります。

II 入院診療計画について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

III 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

IV 再生医療について

医薬品医療機器等法上の承認(同法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認)を受けたものが製造販売した当該承認に係る再生医療等製品のうち、保険適用されていないものに対する患者のニーズに対応する観点から、患者さんの自由な選択と同意がある場合に、以下の再生医療等を行っております。

自己多血小板血漿(PRP)を用いた難治性潰瘍等外傷疾患の再建・治癒促進を
目的とする再生医療

自己脂肪由来幹細胞を用いた治療	
初回診察料および検査費用	20,000円
治療費用(股関節・膝関節・足関節)	1回あたり 1,500,000円
治療費用(ショパール関節・リフスラン関節)	1回あたり 1,300,000円
治療費用(糖尿病)	1回あたり 1,000,000円～1,500,000円

V 後発医薬品に関する事項

当院では後発医薬品を積極的に採用・使用しています。ご不明な点は、主治医にお尋ねください。

VI 医療情報取得に関する事項

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しています。また、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他の必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

VII 医療DX推進の体制に関する事項

- 当院では以下の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っております。
- ・医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
 - ・マイナ保険証を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
 - ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施しています。

VIII 180日を超える入院

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては 健康保険からの入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの 入院が選定療養対象となり、金額(1 日につき 2,200 円 税込)は選定療養費として患者さんの負担となります。

IX 保険外負担に関する事項

健康保険法の療養に該当しない保険外負担の料金について、その使用料、利用回数に応じた実費が患者さんの負担となります。

(税込)

室料			
個室			1日あたり28,000円
2床室			1日あたり8,000円
診断書・証明書等文書料及びエックス線・CTデータ複写料			
診断書(病院指定様式) 1通	5,500円	領収証明書 1通	2,200円
生命保険会社診断書 1通	8,800円	エックス線・CTデータ複写(CD-R) 1枚	1,100円
身体障害者診断書 1通	17,600円	障害年金診断書 1通	17,600円
予防接種料			
インフルエンザワクチン	4,200円	麻疹風疹ワクチン(MRワクチン)	13,420円
带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)(全2回)	1回あたり22,000円	肺炎球菌ワクチン(キャップボックス)	16,500円
風疹ワクチン	6,270円	水痘ワクチン	6,270円
おたふくかぜワクチン	6,270円	コロナウイルスワクチン	17,000円
感染症抗体検査			
風疹単独検査	5,500円	ムンプス(おたふく)ウイルス単独検査	5,500円
麻疹(はしか)単独検査	5,500円	感染症4種抗体検査セット	8,800円
水痘(水疱瘡)・带状疱疹単独検査	5,500円		
その他保険外負担に係る費用			
診察券再発行料 1枚	220円	マスク 1枚	50円
郵送代	定型郵便物・定形外郵便物の基本料金	Wi-Fi使用料	1日あたり220円
冷蔵庫、テレビ利用料	1日あたり550円		

X 当院は関東信越厚生局東京事務所に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(朝食:午前7時30分、昼食:午後0時、夕食:午後6時)適温で提供しております。

【入院時食事療養費の標準負担額】

70歳未満			
A	B、C いずれにも該当しない者		1食 510円
B	Cに該当しない小児慢性疾患病児等又は指定難病患者		1食 300円
C	減額認定 (非課税世帯)	過去1年間の入院期間が90日以下	1食 240円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食 190円

70歳以上			
A	B、C いずれにも該当しない者		1食 510円
B	Cに該当しない小児慢性疾患病児等又は指定難病患者		1食 300円
C	低所得者2 (住民税非課税世帯)	過去1年間の入院期間が90日以下	1食 240円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食 190円
D	低所得者1		1食 110円

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
 - ◆電子的診療情報連携体制整備加算3
 - ◆継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
 - ◆医療DX推進体制整備加算
 - ◆一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)
 - ◆診療録管理体制加算3
- ◆感染対策向上加算3
 - ◆地域支援・医薬品供給対応体制加算1
 - ◆病棟薬剤業務実施加算2
 - ◆データ提出加算
 - ◆入退院支援加算
 - ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)
 - ◆糖尿病合併症管理料
 - ◆二次性骨折予防継続管理料1
 - ◆二次性骨折予防継続管理料2
 - ◆二次性骨折予防継続管理料3
 - ◆下肢創傷処置管理料
 - ◆薬剤管理指導料
 - ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
 - ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
 - ◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
 - ◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
 - ◆検体検査管理加算(Ⅰ)
 - ◆検体検査管理加算(Ⅱ)
- ◆CT撮影及びMRI撮影
 - ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
 - ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
 - ◆静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
 - ◆多血小板血漿処置
 - ◆人工腎臓
 - ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算
 - ◆脛骨遠位骨切り術
 - ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
 - ◆経皮的下肢動脈形成術
 - ◆輸血管理料(Ⅱ)
 - ◆輸血適正使用加算
 - ◆吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静(声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの)1
 - ◆麻酔管理料(Ⅰ)
 - ◆周術期薬剤管理加算
 - ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
 - ◆入院ベースアップ評価料99
 - ◆酸素の購入単価

【当院は保険医療機関です】

【昭和32年4月30日厚生省令第13号に定める保険医療機関】

開設者 理事長 久道 勝也
管理者 病院長 菊池 恭太

【施設認定等】

- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 難病医療費助成指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関

(ほか)

【標榜診療科目】

- | | | |
|-------------|-------|--------|
| ○内科 | ○循環器科 | ○糖尿病内科 |
| ○腎臓内科 | ○整形外科 | ○形成外科 |
| ○血管外科 | ○皮膚科 | ○麻酔科 |
| ○リハビリテーション科 | | |

【受付時間・診療時間】

受付時間	午前	8 : 3 0	～	午前	1 1 : 3 0	まで
	午後	1 : 3 0	～	午後	4 : 3 0	まで
診療時間	午前	9 : 0 0	～	午前	1 2 : 0 0	まで
	午後	2 : 0 0	～	午後	5 : 0 0	まで

【外来診療日】

毎週 月曜日 ～ 土曜日

【外来休診日】

日曜 祝日 年末年始（12月30日～1月3日）

医療安全対策について

当院では、医療安全対策を病院全体として取り組み、医療事故発生の防止と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

- ・ 院内医療安全対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、安全対策に関する事項を検討します。
- ・ 医療安全管理室を設置し、医療事故防止対策の実務を行います。
- ・ 職員の医療事故防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配布し、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。
- ・ 医療の質を低下させずできる限り最良の医療を行うためにも医療事故を未然に防ぐことを目標とし、人間は過ちを犯すものという立場に立ち組織の問題としてとらえ、医療事故が発生しないような環境・システムの構築を組織全体で目指します。
- ・ 医療事故発生時の早期対応、原因調査及び再発防止のための対策を立案します。
- ・ 医療ミスが疑われる事例の発生時には、安全対策の徹底、事故調査を行い、医療事故防止に努めます。また、必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。
- ・ 医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力しております。窓口または安全管理担当者にお気軽にお申し出ください。

院内感染防止対策について

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。

- ・ 院内感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。
- ・ 職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配布し、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。
- ・ 薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。
- ・ 院内感染が疑われる事例の発生時には、感染対策の徹底、疫学的調査を行い、感染拡大を防止します。随時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じて院内感染対策委員会を招集します。また、必要時には医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。
- ・ 地域の医療機関と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討しています。
- ・ 感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下手術	0
腹腔鏡下手術	0

区分2に分類される手術	件数
ア 靱帯断裂形成手術等	94
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術	0

その他に分類される手術	件数
人工関節置換術	38
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

算出期間 2025年1月～2025年12月

1年ごとに更新

地域支援・医薬品供給対応体制加算1に関する掲示

当院では、患者さんへの安全で確実な医療の提供と、医薬品の安定供給を確保するため、以下の体制を整えております。

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

当院では、国の施策に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。薬剤科において、ジェネリック医薬品の品質や安全性、安定供給体制の情報を収集・評価し、適切な採用を決定しております。

2. 医薬品の供給不足時の対応体制

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が発生しております。当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な治療が継続できるよう、代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整備しています。

3. 処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況によっては、患者さんに投与する薬剤（銘柄）が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から事前に十分な説明をいたします。

当院は、これらの医薬品の安定供給に資する体制について、厚生労働省の定める施設基準を満たし、「地域支援・医薬品供給対応体制加算1」の届出を行っております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。